

社会保険庁と全厚生職員労働組合との間で
交わされていた「確認事項」等

(P 1 0 6 ~ P 1 1 1)

破棄済み 4件

確認事項

- 1 社会保険業務のオンライン化にあたっては、国民サービスの向上と職員の労働条件の向上をはかるよう引き続き努力する。
- 2 オンライン化に伴い人員整理は行わない。
- 3 労働条件の向上をはかるため、業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 4 年金の「毎月支払」については、他の条件整備と相まって前向きに検討する。また、受給権確保対策については、さらにきめこまかな方策を検討する。
- 5 オンライン化に伴い一方的配置転換、退職勧奨は行わない。
- 6 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するため、別途協議し所要の措置を講ずる。
- 7 オンライン化に伴い国民のプライバシーの保護については、所要の措置を講ずる。
- 8 オンライン化を国民総背番号の問題に結びつけることはしない。
- 9 オンライン化に伴う切替業務については、所要の人員及び経費を確保するよう努力するとともに、経費は一般予算とは別個に配布する。
- 10 オンライン化は社会保険事務所中心の考えにたつものであり、市町村との間においてオンラインを直結することはない。
- 11 データセンターの設置にあたっては、職員の通勤事情、厚生施設等適切な勤務条件が確保できるよう配慮する。
- 12 地方事務官の身分問題とオンライン化計画は別個の問題であり、地方事務官制度廃止後の身分のあり方を検討する場合は、職場の意見を尊重しつつ慎重に対処する。
- 13 職員の処遇改善については、裕段の努力を行う。
- 14 オンライン化に伴うこれまでの回答は、誠意をもって実行する。
- 15 オンライン化に伴う必要な事項については、引き続き話し合いを行う。

昭和54年10月15日

社会保険庁長官

全厚生職員労働組合

中央執行委員長

覚 書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」の施策の一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 59年度に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用については、あらかじめ協議する。

昭和60年2月23日

社会保険庁長官官房
総務課長

全厚生職員労働組合
書記長

社会保険相談事業等の効率的運用について

1 趣 旨

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した経費合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

1) 昭和60年度における措置

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和60年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改訂等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

ウ 改訂等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改訂等一層の改訂等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 昭和60年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行なうものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、志欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあつては、社会保険相談員とし、改訂を必要とする補助的業務に従事する者にあつては非常勤職員とする。

昭和60年度における「社会保険相談事業等
の効率的運用について」の実施方法

昭和60年度における「社会保険相談事業等の効率的運用について」を実施するに当たっては、予算の範囲内で定年退職者の活用を円滑に実施できるよう、管内の社会保険相談員又は非常勤職員数を調整し、適正配属に努めるものとする。

また、このための社会保険相談員及び非常勤職員の勤務条件等は、次のとおりとする。

1 社会保険相談員

- (1) 社会保険相談員の委嘱及び解任は、「社会保険相談員制度要綱」によるものとするが、その任期は1年とする。
- (2) 社会保険相談員の委嘱の期限は、6.5規の日の属する年度の末日までとする。
- (3) (1)及び(2)以外の勤務条件は、他の社会保険相談員との均等を配慮するものとする。

2 非常勤職員

- (1) 非常勤職員は、改善を必要とする事業の補助的な作業業務を行うものとする。
- (2) 非常勤職員は、日々雇用とし、雇用手定期間を定める場合は、2ヵ月以内とする。なお、業務の突進に応じ、短時間勤務等の雇用形態の導入を考慮する。
- (3) 非常勤職員の雇用は、6.5規の日の属する年度の末日までとする。
- (4) 日給(時間給)等(1)、(2)及び(3)以外の勤務条件は、他の非常勤職員との均等を配慮するものとする。

確 認 事 項 (その3)

磁気カードの取扱いについて、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱いについては、昭和59年4月26日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年4月26日付の「確認事項(その2)」については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 6 月 6 日

社会保険庁長官官房

総務課長

全厚生職員労働組合

書記長

(補足)

1. 磁気カードは、個人に長期間、固定する必要はない。
2. 県段階においても充分協議を行うこと。

確 認 事 項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、休憩場所の確保など環境整備に配慮し、行政の混乱を招くことのないよう責任ある対応を図るものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応するものであること。
3. 問題が生じた場合は、別途協議するものであること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

全厚生職員労働組合
中央執行副委員長

社会保険庁と職員団体との間で交わされていた「覚書」及び「確認事項」等の破棄に関する文書

(P 1 1 2 ~ P 1 1 9)

平成16年11月15日

全日本自治団体労働組合国費評議会
事務局長 平岡 伸 殿

社会保険庁総務部職員課長
柳田 裕 義

「確認事項」等の整理・破棄について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかと懸念が関係方面から表明されています。

また、全日本自治団体労働組合国費評議会と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2004年11月18日

社会保険庁総務部職員課長

柳田 裕義 殿

全日本自治団体労働組合同費評議会

事務局長 平岡 伸

「確認事項」等の整理・破棄について

平成16年11月15日付で貴職より申し出のあった標記のことについて、了解することとし、本日付をもって、これまで社会保険庁と全日本自治団体労働組合同費評議会との間で交わした「確認事項」等を破棄します。

なお、昭和54年3月13日の、いわゆる「オンライン化計画の実施に伴う覚書」は、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長との間で交わしたものであり、その扱いについては、全日本自治団体労働組合本部の判断による必要があることから、現在、その整理に向け手続きを進めることとしています。

社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていきたいと考えています。

2005年1月27日

社会保険庁長官

村瀬 清司 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委
人 見 一



「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にかかる「覚書」の破棄について

標記については、「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にあたり、1979年3月13日、貴社会保険庁長官と取り交わしたところですが、すでに「全国オンライン化計画」は1989年2月に完成済みであり、完成されたオンラインシステムに基づき業務が開始されてからすでに16年が経過していることなどから、「覚書」については、その意味を持たなくなっているものと考えます。

つきましては、「覚書」を破棄し、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って社会保険庁改革を進めてまいります。

なお、そのためには、これまで同様、労使関係を大切にして、信頼関係を持って進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

平成16年11月24日

全厚生労働組合 書記長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかとの懸念が関係方面から表明されています。

また、全厚生労働組合と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2004年12月14日

社会保険庁総務部

職員課長 柳田 裕義 殿

全厚生労働組合

書記長 杉浦 公一

「確認事項」等の整理・破棄について

2004年11月24日付で貴職より申し出のあった、これまで社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わしてきた「確認事項」等の整理・破棄については、2004年12月14日付をもって了承します。

事 務 連 絡

平成16年12月2日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全日本自治団体労働組回国費評議会との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月15日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同月18日付で、国費評議会事務局長より回答があり、同日付で、社会保険庁と国費評議会との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

なお、社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていける必要があると考えています。

事 務 連 絡
平成17年1月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全厚生労働組合との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月24日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同年12月14日付で、了承する旨の回答があり、同日付で、社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

事 務 連 絡

平成17年1月28日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「覚書」の破棄について

昭和54年3月13日付、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長及び国費評議会議長との間で交わしておりました、いわゆる「社会保険業務の全国オンライン化計画の実施にあたっての覚書」については、別紙の文書をもって、平成17年1月27日付で破棄されましたので、お知らせします。